

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を開始します

開始日 令和2年(2020年)1月22日(水)

大阪府では、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人自分らしく生きることが出来る社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を、令和元年10月30日に施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。

このたび、府の事務事業における配慮の取組の一環として、性的マイノリティ当事者の方を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始いたします。

また、本制度の開始と同時に、府営住宅の入居資格要件を拡大し、パートナーシップ関係にある方の入居申込が可能となります。


今後とも、より一層、性的マイノリティの人権問題、性の多様性に関する理解の増進を図るとともに、当事者の方が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

パートナーシップ宣誓証明制度とは、LGBTなど性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度です。

※ 府内では、大阪市・堺市・枚方市・交野市・大東市において同様の制度が実施されています。

(令和2年1月14日時点)

宣誓書受領書(おもて)

 **パートナーシップ宣誓書受領証**

大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様

様

令和 年 月 日
大 阪 府 知 事 公印

(注) 別に定める事由が生じたときは直ちに返還してください。

宣誓書受領証(うら)

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、大阪府として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと働き活躍されることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

宣誓をすることができる方

- (1) 両当事者がともに成年に達していること
- (2) 当事者の少なくともいずれか一方が府民又は府内への転入を予定している者
- (3) 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 当事者同士が婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと

※ 同様の制度を実施していない市町村にお住まいの方を対象

必要な書類

宣誓をしようとする双方の住所及び独身を証明する書類の添付が必要です。

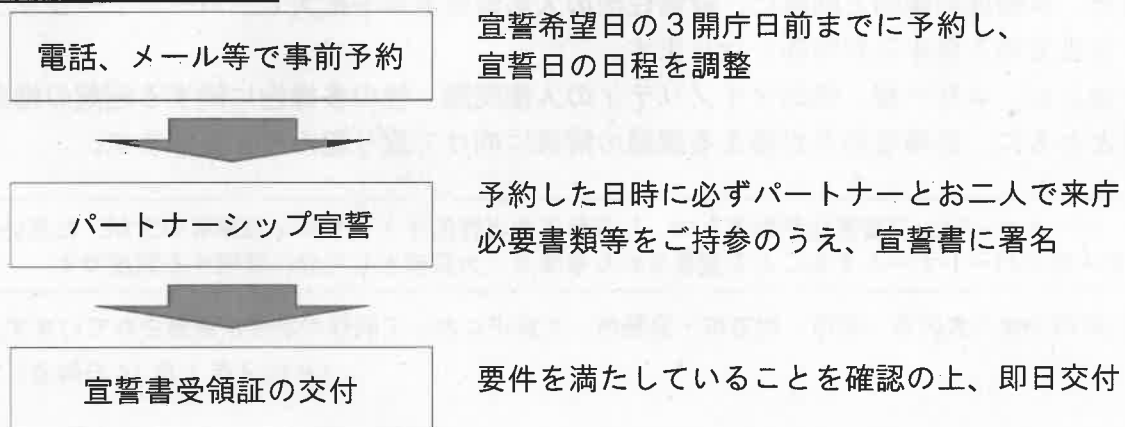
- ・住民票の写し、独身証明書など

また、それぞれ本人であることが確認できる書類の提示をお願いします。

- ・個人番号カードや運転免許証など

その他、転入予定者の方は、転入を予定していることが分かる資料や、宣誓書受領証を通称名での交付を希望される場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる資料の提示をお願いします。

受領証交付の流れ



予約受付

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階（さきしまコスモタワー）
大阪府府民文化部人権局
人権企画課 教育・啓発グループ

Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル

Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATC ビル直結（約 100m）

（受付時間） 平日 午前 9 時から午後 6 時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く

電話：06-6210-9281

メール：jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス：06-6210-9286

大阪府では、性の多様性についての理解の増進を図るため、令和元年 10 月 30 日に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行しました。

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権企画課ホームページをご覧ください。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/shokai.html>



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年までに
達成すべき
17の持続可能な開発目標